

豊中市体育施設共同利用補助制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校再編等により学校体育施設開放事業における活動場所の減少が見込まれることをふまえ、豊中市立庄内さくら学園又は豊中市立庄内よつば学園に係る学校体育施設開放運営委員会に登録しているスポーツ団体が共同で体育施設を利用し、合同練習等を行う場合に、当該施設使用料の全部又は一部を市が負担することにより、当該団体の活動継続を支援する事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 本事業の対象となる団体は、共同で体育施設を利用する団体のうち、利用日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 豊中市立庄内さくら学園又は豊中市立庄内よつば学園に係る学校体育施設開放運営委員会に登録している団体であること。

(2) スポーツ又はレクリエーションを行う団体であること。

(対象施設)

第3条 本事業の対象となる施設は、豊中市体育施設条例（昭和56年豊中市条例第13号）第2条に規定する体育施設のうち、別表に掲げる施設とする。

2 前項に規定する施設における本事業の対象は、対象団体が合同練習その他これに準ずるスポーツ又はレクリエーション活動を行うために、当該施設又は当該施設内の区分を専用使用する場合に限る。

(対象活動)

第4条 本事業の対象となる活動は、複数の対象団体が同一の施設又は当該施設内の区分及び同一の時間帯において共同で行う合同練習その他これに準ずるスポーツ又はレクリエーション活動とする。

2 大会、リーグ戦その他対外的な試合形式により行う活動は、対象としない。

3 会議、打合せ、説明会その他スポーツ又はレクリエーションを直接行わない活動は、対象としない。

(市が負担する額)

第5条 市が負担する額は、対象団体が対象施設を共同利用するために要する専用使用に係る使用料の額とする。

2 附属設備の使用料については、当該共同利用に必要と市長が認める場合に、市が負担するものとする。ただし、駐車料金、消耗品費その他施設使用料に含まれない経費は、対象としない。

3 市が負担する夜間照明に係る使用料は、豊島公園野球場の夜間照明施設及びグリーンスポーツセンターの夜間照明施設の使用料とする。

4 前項に規定する夜間照明に係る使用料のうち、豊島公園野球場の夜間照明施設については、豊中市体育施設条例施行規則（平成27年豊中市規則第63号）に定める点灯区分のうち、4分の3点灯又は2分の1点灯に係る使用料に限る。

5 前各項の回数は、同一日、同一施設、同一区画及び同一時間帯の1使用承認単位を1回として、共同利用に参加する対象団体ごとに算入するものとする。

6 市が負担する回数は、共同利用に参加する対象団体ごとに、1年度につき12回を上限とする。共同利用に参加する対象団体のいずれかについて、当該共同利用により当該年度における本事業の適用回数が12回を超えることとなる場合は、当該共同利用に係る使用料は、市が負担しない。

7 荒天、施設の都合その他対象団体の責めに帰することができない理由により利用できず、施設使用料が発生しない場合は、前項の回数に算入しない。

8 本事業の適用決定後、対象団体の都合により利用を中止した場合は、当該利用を第6項の回数に算入する。

(申込み及び適用決定)

第6条 本事業の適用を受けようとする場合は、共同利用に参加する対象団体のうちの団体が、代表して豊中市スポーツ施設情報システムにより対象施設の使用承認申込みを行うものとする。

2 前項の手続を行った団体は、対象施設の予約が確定した後、豊中市電子申込システムにより、共同利用に参加する対象団体に関する情報を添えて、原則として共同利用を行う日の5開庁日前までに、本事業の適用に係る申込みを行うものとする。

3 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査の上、本事業の適用の可否を決定するものとする。

4 対象団体は、共同利用の当日、必要に応じて施設職員による利用状況の確認を受けるものとする。

5 市長は、本事業の適用を決定した利用に係る使用料について、利用の状況及び納付の状況に応じ、口座振替の実施を取り消す処理、使用料の納付を要しないものとする処理又は既納使用料の還付その他必要な措置を講ずるものとする。

(適用の取消し等)

第7条 市長は、対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本事業の適用の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により本事業の適用を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 第2条に規定する対象団体の要件を満たさなくなったとき。

(3) その他市長が本事業の適用を適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により本事業の適用を取り消した場合において、市が負担した額があるときは、市長は、その全部又は一部の返還又は本来納付すべき使用料の納付を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から実施する。

別表（第3条関係）

対象施設

名称	位置
豊中市立豊島体育館	豊中市服部西町4丁目12番1号
豊中市立柴原体育館	豊中市柴原町4丁目4番18号
豊中市立庄内体育館	豊中市野田町4番1号
豊中市立千里体育館	豊中市新千里東町3丁目8番1号
豊中市立高川スポーツルーム	豊中市豊南町東1丁目1番2号
豊中市立武道館ひびき	豊中市服部西町4丁目13番2号
豊中市立大門公園野球場	豊中市北桜塚1丁目27番1号
豊中市立豊島公園野球場	豊中市曾根南町1丁目4番2号
豊中市立千里北町公園野球場	豊中市新千里北町1丁目23番1号
豊中市立ふれあい緑地少年野球場	豊中市服部寿町4丁目272番1号
豊中市立グリーンスポーツセンター	豊中市大島町3丁目9番2号の1
豊中市立ふれあい緑地球技場	豊中市利倉東2丁目22番1号